

国立大学法人法の改正及び 国立大学法人の規制緩和の取組状況について

国立大学法人法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、事業の規模が特に大きい国立大学法人についての運営方針会議の設置及び中期計画の決定方法等の特例の創設、国立大学法人等が長期借入金等を充てることができる費用の範囲の拡大、認可を受けた貸付計画に係る土地等の貸付けに関する届出制の導入等の措置を講ずるとともに、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合する。

概 要

1. 運営方針事項の決議及び法人運営の監督等を担う運営方針会議の設置

(1) 運営方針会議の権限【第21条の5、第21条の6、第21条の8関係】

- ① 運営方針会議を設置する国立大学法人において、中期目標・中期計画及び予算・決算に関する事項（運営方針事項）については、運営方針会議の決議により決定する。
- ② 運営方針会議は、決議した内容に基づいて運営が行われていない場合に学長へ改善措置を要求することができる。
- ③ 運営方針会議は、学長選考の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

(2) 運営方針会議の組織等【第21条の4関係】

運営方針会議は、運営方針委員3人以上と学長で組織する。運営方針委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。

(3) 運営方針会議を設置する国立大学法人【第21条の2、第21条の3、第21条の9関係】

- ① 理事が7人以上の国立大学法人のうち、収入及び支出の額、収容定員の総数、教職員の数を考慮して事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するもの（特定国立大学法人）は運営方針会議を設置することとする。
- ② 特定国立大学法人以外の国立大学法人は、運営の監督のための体制強化を図る特別の事情があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を設置することができる（準特定国立大学法人）こととする。

2. 国立大学法人等の資金調達方法の対象拡大及び資産管理方法の弾力化

- ① 国立大学法人等が長期借入金や債券発行できる費用の範囲について、現行制度上可能である土地の取得、施設の設置又は整備、設備の設置に加え、先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備についても可能とする。【第33条関係】
- ② 国立大学法人等の所有する土地等の第三者への貸付けについて、あらかじめ文部科学大臣の認可を受けた貸付計画に基づいて土地等の貸付けを行う場合にあっては、現行制度上個別の貸付けごとに必要となる文部科学大臣の認可を要せず、届出によって行うことができることを可能とする。【第33条の4関係】

3. 国立大学法人の統廃合【別表第1関係】

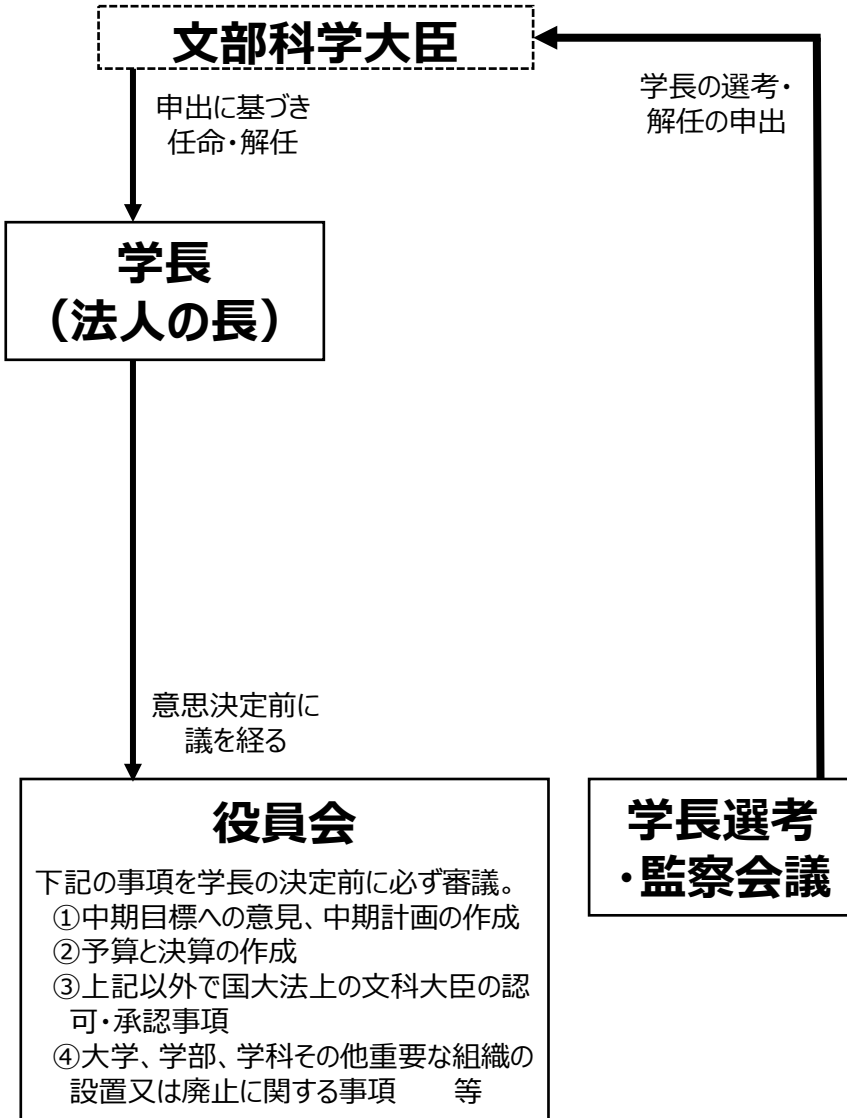
国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合して国立大学法人東京科学大学とする。

施行期日 令和6年10月1日（ただし、2. に係る規定は令和6年4月1日、3. のうち準備行為に係る規定は公布日）

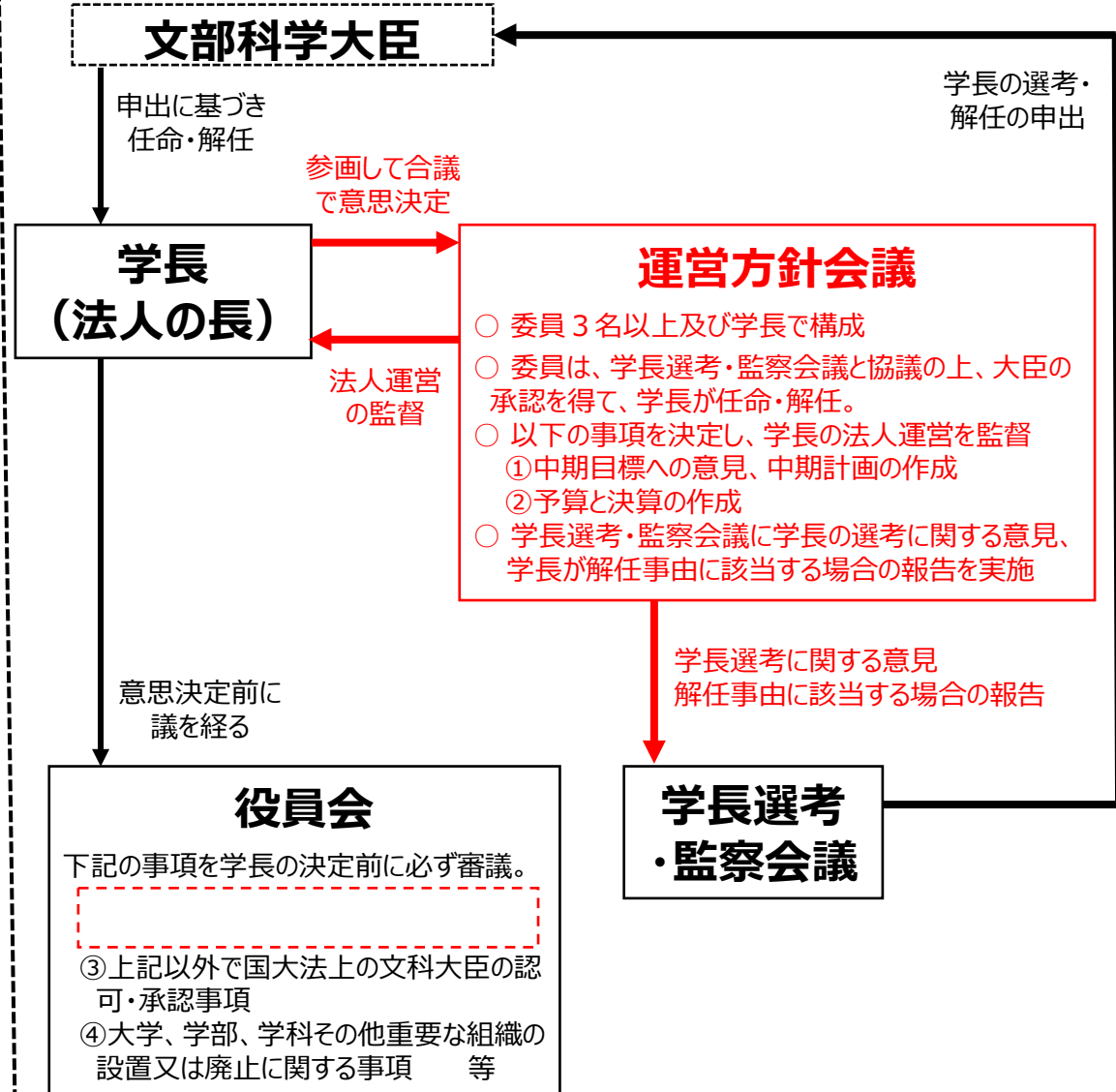
※その他、令和元年の改正の際に手当する必要があった別表第一及び別表第二について、所要の手当を行う。

【参考】特に大規模な国立大学法人の内部機関等の相互関係

現行



改正後



国立大学等の授業料その他の費用に関する省令改正の検討状況について

世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ

(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議)

②授業料設定の柔軟化

- 国際卓越研究大学（仮称）となる国立大学法人における授業料設定の柔軟化に当たっては、例えば、学部及び大学院で、追加的な費用を要する特に高度な教育研究プログラムを提供する場合など、その必要性について対外的に理解を得ることができる特別の事情がある場合に、授業料の設定の範囲をより弾力化できるようにすることが考えられる。一方で、授業料水準について国の一定の関与が必要とされる現行の制度趣旨を踏まえてなお、授業料の上限を弾力化する理由があるか、経済条件により教育機会に制限がかかる懸念があることをどう考えるかといった留意事項を踏まえ、引き続き授業料設定の柔軟化の在り方について検討することが求められる。

未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ 第二次提言（令和5年4月27日教育未来創造会議）

- ① 学習支援、相談体制の充実など、留学生受入れの質の向上を図るために必要な対価の徴収としての授業料設定の柔軟化を図るとともに、現在の制度と整合を図りつつ留学生の定員管理を弾力化する。
- ② 海外分校の設置促進に向けた国内制度等見直し等を通じて、国内大学等の海外分校設置に係る環境整備を推進する。

国立大学等の授業料その他の費用に関する省令を改正し、令和6年度から施行する方向で検討中。

① 外国人留学生の授業料等の設定の柔軟化

国立大学法人は、当該法人が設置する大学又は専修学校（専門課程）における外国人留学生（留学の在留資格を有する者。以下同じ。）の受入れのための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、標準額に関わらず、外国人留学生の授業料等を設定できることとする。

② 海外分校における授業料等の設定の柔軟化

国立大学法人は、外国に国立大学の学部等を設ける場合は、標準額に関わらず、当該学部等が所在する外国の他の大学の授業料その他の事情を考慮して、授業料等を設定できることとする。

(※) その他、国立大学附属幼保連携型認定こども園の授業料等の標準額を新設する。

国立大学法人会計基準の改正に向けた検討状況

【検討の概要】

1. 資金運用に関する会計処理

① 現状

- ・ 国立大学法人は、文部科学大臣の認定等を受けることで、リスク資産による資金運用が可能（国立大学法人法第34条の3第2項）。
- ・ 文部科学大臣の承認を受けられた場合には、中期目標期間を超えて資金運用することが可能（国立大学法人法第32条第1項）。

② 改正内容

- ・ 国立大学法人における資金運用の取組を促進させるため、「世界と伍する研究大学の在り方について（最終まとめ）」を踏まえ、当該運用に充てる資金は、中期目標期間を超える際の文部科学大臣の承認を不要とする。
- ・ ただし、承認を不要としても問題のないような財務経営体制を設けることは重要であるため、資金運用や財務経営面で高度なガバナンスを有する法人(※)に対して、この仕組みを導入することとする。
- ・ 具体的な会計処理としては、国立大学法人法第34条の3第2項の方法により資金運用するために造成した元本を、「大学運営基金(仮称)」として貸借対照表上の資本剰余金に計上することとする。

(※) 文部科学大臣の認定等によりリスク資産による資金運用（国立大学法人法第34条の3第2項の方法による資金運用）が可能であり、かつ、運営方針会議を設置する法人

○ 総合科学技術・イノベーション会議「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」（令和4年2月1日）（抄）

① 基金への積み立てを可能とする仕組みの創設

国際卓越研究大学となる国立大学法人においては、中期目標期間を超える繰越承認の手続きを簡素化した独自の基金（仮称）を設け、中期目標期間を超えて長期にわたって運用することが可能な制度を設けることが必要である。

2. 国際卓越研究大学への助成に関する会計処理

JSTから国際卓越研究大学への助成は、国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づくものであるため、寄附金に類似した会計処理とし、年度を超えて柔軟に管理・執行ができるようにする。

3. 新株予約権に関する会計処理

新株予約権の取得時・期末時の評価方法を簡素化する。

【スケジュール】

- ・ 現在、国立大学法人会計基準等検討会議において取りまとめられた報告書の内容を踏まえ、上記3つの事項について国立大学法人会計基準の改正に向けて検討を進めている状況。
- ・ 今後、検討会議において議論を深め、令和6事業年度からの適用を目指しているところ。